第

6094

号

REÂDAS U-ダアスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2018年) 平成30年 12月 3日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて

Q:介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いが明らかにされたとか。どのような内容だったのですか?

A:医療費控除の対象になるとのことです。 【解説】

さきごろ、国税庁から「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いについて」が公表されました。

内容は、次のとおりです。

介護保険法の改正により、今後増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへ対応するため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた、新たな介護保険施設(以下「介護医療院」という。)が創設されました。

介護医療院は、医療法に定める「病院」又は「診療所」ではないものの、医療法以外の規定(健康保険法等を除く。)では、原則として「病院」又は「診療所」に含まれることとされており(介護保険法第115条第1項)、また、介護老人保健施設よりも高度な医療を提供する施設とされている(介護保険法第8条第29項)ことから、介護医療院の施設サービス費に係る自己負担額と、同様、医療費控除の対象となるとしています。







